



岡山県神社庁
 報 廳

発行所
 岡山県神社庁
 教化委員会 広報部会
 〒703-8522 岡山市中区奥市3-22
 TEL 086-270-2122
 FAX 086-270-2123
<https://www.okayama-jincho.or.jp/>

祝祭日には国旗
 を掲げましょう



第74回全国植樹祭

提供：第74回全国植樹祭岡山県実行委員会



令和六年五月二十五日、ANAクラウンプラザホテル岡山において幣饌料伝達式が行われた。

県内の旧官幣社・旧国幣社及び旧指定護国神社の五社「吉備津神社・中山神社・安仁神社・吉備津彦神社・岡山縣護國神社」に対して、宮内庁別所侍従長から「幣饌料」が下賜された。

全国植樹祭に限らず、天皇陛下が行幸若しくは天皇皇后両陛下が行幸啓される際には、ご訪問先の都道府県の旧官国幣社及び旧指定護国神社にお供えがなされる。

令和六年 定例協議員会 (議事報告) 令和六年六月二十五日(火) 於 岡山県神社庁講堂 出席協議員 二十六名

なお、岡山縣護國神社では、令和六年六月六日午前十時からの月次祭に併せ「天皇皇后両陛下幣饌料御下賜奉告祭」が斎行された。



議事

○神社本庁評議員会報告(太田浩司 評議員)

○令和五年度岡山県神社庁事業報告 総務、財務、教化、祭祀、研修企画、渉外

○議案第一号 令和六年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出予算案 原案の通り決議。

令和5年度 岡山県神社庁規程表彰該当者

神職の部

Table with 4 columns: 表彰種別, 支部, 奉務神社, 役職, 氏名. Lists award recipients for various branches and神社.

責任役員・総代の部

Table with 4 columns: 表彰種別, 支部, 奉務神社, 役職, 氏名. Lists responsible officers and representatives for various branches and神社.

令和6年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出予算書

(令和6年7月1日~令和7年6月30日)

歳入総額 145,856,479円

歳出総額 145,856,479円

歳入の部

(単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減(△). Rows include I 神饌及幣帛料, II 財産収入, III 負担金, IV 交付金, V 寄付金, VI 諸収入, VII 繰入金, and 当期歳入合計.

歳出の部

(単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減(△). Rows include I 幣帛料, II 神事費, III 事務局費, IV 交際費, V 旅費, VI 維持管理費, VII 法務対策費, and 当期歳出合計.

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減(△). Rows include IV 指導奨励費, V 各種積立金, VII 負担金, VIII 渉外費, IX 神宮神徳宣揚費交付金, X 大麻頒布事業関係費, XI 予備費, and 当期歳出合計.

※款内流用を認める
※表中の()内は補正予算額
※増減(△)は、予算額が前年度予算に比して減額である場合△で表示する。



広島県神社視察研修

「民社」の生き残る力を共に考える

教化委員会 事業部会 部長 今井 伸

令和六年五月十三日の朝、岡山市は清めの雨に加え、奥市の麗しい新緑に迎えられて、我々の二日間の広島県神社視察研修は総勢三十五名の参加で始まりました。

神社庁を出発後、バスの中で開講式が行われ、また参加者がそれぞれ自己紹介をして、この研修の意気込みなどを熱く語り、気がつけば途中から雨も止み雲ひとつない空に、皆の気持ちも晴れ晴れとなりま



した。

さて、今回の研修の一番の目的は、民社の神職が「生きていく力」をつけることです。変わりゆく時代の中で、神社の維持運営、生活の安定、お社をどう守っていく、次世代に継承するかをテーマに企画いたしました。そこで、広島県の民社で活躍されております、呉市鎮座の高尾神社宮司梶山友美氏、東広島市鎮座の杉森神社宮司岡田光統氏に講師をお願いいたしました。

一日目の目的地である高尾神社に到着し、梶山宮司のご案内のもと社



殿にて正式参拝を行い、引き続き社務所にて講話を賜りました。梶山宮司が神職になるまで、なつてからの苦勞、本社本庁第十三期振興対策指定神社（モデル神社）となり工夫を凝らし、現在に至るまで尽力した話など、様々なお話をしていただきました。その中で梶山宮司が強く言われたことは、「一つのことをいつまでも続ける『継続力・持続力』はだれにも負けません」ということでした。その言葉は、私の心に深く響き、これこそが我々に共通する大切な力だと感じました。



さらに、梶山宮司のお計らいで、宿泊と懇親会はクレイトンベイホテルをご手配いただきました。懇親会では梶山宮司を囲み、また今まで面識のない県内の神職とも語り合うことができ有意義な時間となりました。

二日目は杉森神社に向かい、岡田宮司のご案内のもと正式参拝を行いました。まず、宮司が神社本庁から、この地に移られた経緯、神職になられた思い、杉森神社の宮司となつてからの奮闘などをお話いただきました。



その後、境内にある舞殿に移動して岡田宮司を囲み昼食をとりながら参加者の質問にお答えいただきました。その中で、「神様があつて我々があることを忘れてはならない」と言われたことが強く心に残り、神様

のお計らいを真つすぐに受け、杜と共に生きていく岡田宮司の生き様は素晴らしいものであると感じました。

さらにこの二日間の研修では、参加者同士の情報交換はもとより、それぞれ不安や悩みまでも腹を割って話せたこともあり、私にも参加者にも、大いなる励みとして「生きる力」になったと実感しております。

また、デジタル時代だからこそ、直に会つて心と心の交流がもてる場や民社宮司として頑張つておられる両宮司とのご縁をもてたことは、とても意義があつたと確信しています。この研修の開催にあたりまして、様々なご意見もございましたが、参加者の皆様から「ぜひ、またこのような研修をお願いいたします」との声をいただいたことが、今一番斯界が大切にせねばならないことだと事業部会部長として強く感じました。



は、神社庁をはじめご協力いただきました皆様には本当に感謝申し上げます。またこのような視察研修を開催できることを祈りながら、日々の社務に励みたいと思います。ありがとうございました。

第六十一回

岡山県神社関係者大会

教化委員会 広報部会 三谷真之

令和六年四月二十五日、岡山国際ホテル（岡山市中区）において、県神社庁（藤山知之進庁長）と県神社総代会（中島博会長）との共催により、第六十一回岡山県神社関係者大会が開催された。

第一部においては、國學院大學教授の平藤喜久子氏が「風景から考える日本の神話」と題して講演を行った。講演では、日本の神話を「風景をとおして読み解く」ことを主眼におき、「神話がどのように伝えられたのか」「外国の神話と比較する」という部分に焦点を当てて話された。



まず、日本神話の舞台になる場所は、日本列島に限ると日向地方と出雲地方に多く、その地域は限られている。その一例として、「黄泉の国の謎」と「ヤマタノオロチ退治の謎」がそれぞれ示された。

「黄泉の国の謎」については、『古事記』の記述に照らし合わせれば、島根県松江市東出雲町掛屋にある「伊賦夜坂」が「黄泉比良坂」に当たる。しかし、一言で「坂」といっても、それがどのような坂なのか分からない。そこで平藤氏は、実際に現地へ赴き、その風景を見ることにより、神話の風景や、神話を伝えてきた人々に注目することにつながったのだという。

また「ヤマタノオロチ退治の謎」として、そもそも「ヤマタノオロチとは何か」という疑問を呈した。平藤氏が実際にヤマタノオロチ退治の舞台となった斐伊川を歩き、地元の方に話を伺ったものをまとめると、「ヤマタノオロチは斐伊川そのものではないか」との結論に至ったとい

う。古来、斐伊川は毎年氾濫を起こす河川であり、その度に人身御供を行っており、その歴史を神話化したものがこれに当たる。

その他にも、同地の「たたら製鉄」に着目し、同神話で登場する「草薙剣」も、出雲地方特有の製鉄技術に関りが深いものと考えられる。この製鉄技術に関わる神話は、世界最古の鉄文明であるヒッタイトの「イルヤンカ退治の神話」にも見ることができ、「英雄が怪物を倒し乙女を救出する」という部分は、世界各地の神話に見出すことができる「グロバルな神話」といえる。

現在において、「ヤマタノオロチ退治」と関りが深い八重垣神社（島根県）や氷川神社（埼玉県）は、「縁結び」の神社として広く参拝者を集めている。これは、水害の終息を願う神話の歴史が、水害の少ない時代になったという、大きな変化を感じることができる。

第二部では式典が行われ、開会儀礼に続き、藤山庁長による式辞、中島総代会長（代理・春名明副会長）の挨拶が行われた。続く功労者表彰式では、表彰規程第二条第一号（神職）七名、表彰規程第二条第二号（役



員・総代）五十一名、表彰規程第三条（役員・総代）十名に表彰状と記念品の授与が行われた。

続いて、神社本庁・鷹司尚武統理、神宮大宮司（代理・小内聡神宮参事）が来賓を代表して祝辞を述べられ、来賓紹介と祝電披露が行われた。その後、被表彰者を代表して八幡神社・本倉宣弘宮司が謝辞を述べた。続く、初任用神職辞令交付式では、当日参会の六名に藤山庁長から辞令が手渡され、聖寿万歳三唱、国旗儀礼と続き閉会となった。

第六十三回 神宮式年遷宮と共に 神道教化活動の活性化

教化委員会 委員長 根石俊明

本年四月八日、第六十三回神宮式年遷宮についての「御聴許」を伝える文書が、宮内庁長官を通じて神宮・久邇朝尊大宮司に手渡されました。これを受け神宮司廳から同月九日御遷宮に向けての準備を始める旨の発表がなされました。

ご承知のとおり、大東亜戦争後にGHQが発した「神道指令」により、神宮においても他の神社と同様「一宗教法人」となった中、戦禍の状況を鑑み、当初昭和二十四年の齋行を予定して戦前から諸準備が進められていた第五十九回神宮式年遷宮は、昭和天皇陛下の勅旨により「一時停止」されました。しかしながら、昭和二十四年九月には神宮及び神社本庁関係者が集い「神宮式年遷宮奉賛会」が結成。国民総奉賛による式年遷宮の完遂が確認され、当初昭和二十九年に皇大神宮、昭和三十二年に豊受大神宮の遷宮祭齋行を予定していたものの、国民総奉賛の成果が早期に実り、昭和二十八年十月、両宮

の遷宮祭が滞りなく齋行されました。このことは戦後の混乱で疲弊した全国神社界にも大きな励みとなり、遷宮と前後して戦災により消失した各地神社の復興にもつながったのです。また、平成の御代では二度の遷宮が行われ、特に前回第六十二回神宮式年遷宮では、これまでにならぬ国民の関心の高さから、平成二十五年の遷宮の年には過去最高の「約千四百二十万人」もの参拝者を迎えられたことは、戦後一貫して神宮式年遷宮に対する神社界の奉賛活動及び広報活動が結実したものと思われる

た。このことは戦後の混乱で疲弊した全国神社界にも大きな励みとなり、遷宮と前後して戦災により消失した各地神社の復興にもつながったのです。また、平成の御代では二度の遷宮が行われ、特に前回第六十二回神宮式年遷宮では、これまでにならぬ国民の関心の高さから、平成二十五年の遷宮の年には過去最高の「約千四百二十万人」もの参拝者を迎えられたことは、戦後一貫して神宮式年遷宮に対する神社界の奉賛活動及び広報活動が結実したものと思われる

た。このことは戦後の混乱で疲弊した全国神社界にも大きな励みとなり、遷宮と前後して戦災により消失した各地神社の復興にもつながったのです。また、平成の御代では二度の遷宮が行われ、特に前回第六十二回神宮式年遷宮では、これまでにならぬ国民の関心の高さから、平成二十五年の遷宮の年には過去最高の「約千四百二十万人」もの参拝者を迎えられたことは、戦後一貫して神宮式年遷宮に対する神社界の奉賛活動及び広報活動が結実したものと思われる

は「こども伊勢まいり」「巫女体験研修」「雅楽の出前授業」「古事記の絵本・動画製作」「神棚無料配布」「YouTubeを使っての神棚奉斎促進」「ホームページの充実や氏神さま検索機能の強化」等々時代に即した事業を展開しており、そのいづれもが参加・視聴された方々から高い評価を得ております。

私事ながら、年に一度氏子地域でお祀りされている「塞(さい)の神様」の祠でのお祭りの出来事です。祭典の一時間程前から近所の小学六年生の女の子が係の母親と共に準備の手伝いに来ていました。その子は誰に言われるまでもなく、括られた花束や神の紐を外して花立てに活けたり、地域の人に混じってお供え物の盛りつけを手伝ったりしていました。その姿を見て、微笑ましく胸が温かくなりました。当日は雨が降ったり止んだりという天候で、案の定祭典途中から雨が降り出したため、皆さん傘を差し合いながらのお祭りとなりましたが、祭典後その女の子が「あー気持ち良かった」と言い、母親も「少し雨に濡れましたが、清々しい気持ちになりました」と言われました。このようなことは神職をさ

は「こども伊勢まいり」「巫女体験研修」「雅楽の出前授業」「古事記の絵本・動画製作」「神棚無料配布」「YouTubeを使っての神棚奉斎促進」「ホームページの充実や氏神さま検索機能の強化」等々時代に即した事業を展開しており、そのいづれもが参加・視聴された方々から高い評価を得ております。

れておられる方であれば等しくご経験のことと拝察いたします。戦後の復興に伴い物質至上主義の影響で人々の心が荒廃し、進むべき道も見失い短絡的に救いを求めるものへと向かっています。本来、我々日本では些細なことにも「感謝」するという風習があり、神社で定期的に行われるお祭りを通じて心を清めながら生活を営んできました。

この度、第六十三回神宮式年遷宮の御聴許を賜りましたことは誠に有り難い限りでございます。我々神職はこの慶事に感謝し、その氣運に遅れてはなりません。教化委員会では、次期御遷宮に向けて県内を挙げて神宮奉賛につながる事業、「神社が心の拠り所」と思っていただけのような事業を今後も行つてまいります。



第62回神宮式年遷宮 (平成25年)

神桃祭

くらねら果樹園の決意

羽黒神社 宮司 福田 真人



持ちを捧げたいという園主の思いも伝わってきた。兼務社の長尾神社の氏子でもあることから快く引き受け

た。その後舞については、舞を奉納する中学生が早島に縁があり、早島の鶴崎神社の太田浩司宮司からの紹介で、御崎宮の根石俊明宮司が指導することとなった。根石宮司の話によると、当初は嫌々ながらの態度が見えたが、一度厳しくその点を指導すると、次回からは熱心に心のこもった練習をするようになり、笑顔も見えるようになったとのこと。短い期間ながら計九回の練習で本番に臨み、立派な舞が奉納できた。

園主、田邊亮氏から羽黒神社に一本の電話がかかってきた。「玉島長尾在住で、玉島道口で桃の果樹園を始めたので、祭りを果樹園で行いたいと考えたが、神事をお引き受けたいだけだろうか」という相談であった。何度かやり取りをするうちに、舞の奉納もしたい、本気で感謝の気

くらねら果樹園は、「自然から学

び、創生する、樹上熟成の桃」を題目にあげ、超弱剪定という樹本来の特性や生理を上手く利用し、生産能力高く健康的な樹を育て、高品質で多収量な安定的果実生産を行える技術を取り入れ、樹上熟成にこだわり、ベストなタイミングで収穫することを心掛けているようだ。

樹と向き合い、自然との共存と循環を大切にし、樹上熟成は熟度を求めすぎると痛みが出やすく、圧倒的にリスクも手間も増えるが、小規模かつ農家直送にて課題を克服、そのような理念であるからこそ、神事も大切に行いたいのだと感じた。

神事の名称である「くらねら果樹園 神桃祭祀(かみももさいし)」は、園主田邊氏が名付けた。その目的を書いていた。 「歴史ある吉備の国岡山の太陽と水の恵み豊かなこの地で桃作りができる喜びと感謝の気持ちで、豊作を願い桃が持つ魅力とそのルーツを崇める。」

園主は桃が、記紀、古墳など日本古来の神と縁のある果物だとも学ばれていた。祭り前の挨拶からも熱い思いが伝わった。

現状過疎化、高齢化も進み、祭り

が縮小、或いは無くなってしまいうことも多くなっているが、一方で若者がこうやって祭祀を創設することもある。〇〇フェスティバル、△△祭など、或いは海外の記念日、感謝祭といったイベントのようなものばかりが注目されるが、日本古来の祭り、神事も大事にされるよう神職も考えることが重要であると再認識できる良い機会となった。



小林やすひこの 神社法律相談



岡山県神社庁
顧問 弁護士
小林 裕彦

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。今回は小林弁護士に政教分離の原則について説明していただきます。

政教分離の原則（一）

―津地鎮祭事件―

（相談）

憲法に政教分離の原則に関する規定があると聞きました。どのような規定なのでしょう。

（回答）

一、政教分離の原則

政教分離の原則とは、国家は宗教そのものに干渉すべきではないとする国家の非宗教性ないし宗教的中立性の原則です。

憲法には、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」（二〇条一項後段）、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」（二〇条三項）、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため…これを支出し、又はその利用に供してはならない」（八

九条前段）との規定があります。これらの規定が政教分離の原則に関する規定と考えられています。これまで、国や地方自治体による行為が政教分離の原則に関する憲法の規定に違反しているのではないかが争われた事件が多数あります。

次に、その中の一つの事件をご紹介します。

二、津地鎮祭事件（最大判昭和五十二年七月十三日民集三十一巻四号五百三十三頁）

市は、市体育館の起工式を神式に則り挙行し、挙式費用金七千六百六十三円（神職に対する報償費金四千円、供物料金三千六百六十三円）を支出しました。

この市の行為が憲法二〇条三項、八九条前段に違反するかが争われました。

(2) 判決要旨

・憲法二〇条三項で禁止される宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教との関わり合いをもつすべての行為を指すものではなく、その関わり合いが相当とされる限度を超えるものに限られ、行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべき。

・市が行った起工式は、その建築着工に際し土地の安定堅固、工事の無事安全を願い、社会の一般的慣習に従った儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果が神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないから、憲法二〇条三項で禁止される宗教的活動にあたらない。

三、次号に向けて

津地鎮祭事件の判決は、国家が宗教との関わり合いをもつことを全く許さないとするのではなく、相当とされる限度を超えない限りで関わりをもつことを許容しています。そして、相当とされる限度を超えるか否かについては、宗教との関わり合いをもたらず行為の目的及び効果に鑑み、その関わり合いが社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるか否かを検討するとの考えを示しました。

この考え方は、その後の判例でも基本的に踏襲されていると考えられています。

次号では、その他の関連する判例をご紹介します。

神社本庁災害対策研修会

神社の防災

「自助」と「共助」の重要性

岡山県神社庁 主事 岡本好範

令和六年二月二十七日(火)、二十八日(水)の二日間に亘り、神社本庁主催による「神社本庁災害対策研修会」が開催され、私は神社庁職員として参加しました。近年多発する豪雨災害や、近い将来に発生が予測される首都直下地震、南海トラフ地震といった大規模地震では「公助」だけでは十分な災害支援を行うことができず、「自助」の取組みの促進と「共助」による地域防災力の向上が重要といわれています。この研修会は、関東大震災から百年を迎えて、

を目的として開催されました。一日目は、江東区有明の東京臨海広域防災公園にある防災体験学習施設「そなエリア東京」を会場とし、



そなエリア

広く国民各層の防災減災にかかる関心が高まっている機会を捉えて、災害対策の在り方と今後の課題を整理するとともに、本庁包括下神社(神社庁を含む)における災害対応をはじめとした危機管理体制の構築に向けて、地域社会と連携してどのような役割を果たすことができるか、その方途、可能性について考えること

十二時三十分から開講式が行われました。続いて第一講では、皇學館大学教授の板井正斉氏から「被災神社の地理空間分析と把握方法―宮城県と石川県の事例―」と題した講義が行われました。前半は宮城県神社庁がまとめた東日本大震災による地域神社の被災状況を対象に、その特徴を空間的に提示されました。その後半は、本年一月一日に発生した能登半島地震による石川県神社庁で

の被害把握方法を紹介され、今後の地域神社の防災を教化活動として考え合うことを提案されました。この中で特に「石川県神社被災報告入力フォーム」の紹介が印象的であり、地域神社の被災状況を関係者(被災神社・神社庁・神社本庁)で迅速に共有すること、加えてその後の「神社被災報告書」等の事務手続きをスムーズに進めることができるよう運用されていた。具体的にはウェブ上のフォーム入力によるもので、入力項目は「神社被災報告書」を基本として、画像および位置情報を追加する内容となっています。スマートフォンだけで報告できるとあって、交通網の寸断により自由な移動が叶わない状況下にあつて、大きな効果を発揮しました。一月十二日から運用開始し、二月二十二日時点で三二二件の報告があつたということです。なお、この段階では奥能登の報告はあまり集まつておらず、三月に調査チームが入るとのことでした(その様子は四月二十二日の神社新報に掲載されています)。

第二講では、NHKラジオ気象キャスター・気象予報士の伊藤みゆき氏から「豪雨・大規模水害に備える」と題した講義が行われました。昭和二十九年の洞爺丸台風以降、令和二年七月までに気象庁が命名した気象災害は三二現象あるというお話でしたが、このうち一五現象は平成十六年から頻発しており、これは世界的な気温上昇に伴うものであり、今後も警戒が必要とのことでした。平時に①ハザードマップの確認、②避難場所の確認、③避難持ち出し品の確認、といった「いざという時」の備えを行いつつ、台風や大雨などがあれば気象庁のホームページなどで発表される危険度分布(キキクル)による情報収集が大事とのことでした。その後、施設内において「東京直下72h TOUR」という防災体験を行いました。地震発生時、国や自治体などの支援体制が十分に整うまでは、自力で生き残らなければなりません。その目安は三日間、七十二時間といわれています。これは、マグニチュード七・三、最大震度七の首都直下地震の発生から避難までを体験し、タブレット端末を使ったクイズに答えながら生き抜く知恵を学ぶ学習ツアーとなっており、緊急停止したエレベーターから脱出した

後、余震が繰り返される駅前の商店街や住宅のジオラマを移動しつつ、AR（携帯端末の映像にCG映像や解説情報を付加して再現する方法）と連動した実物展示で緊急時にどう生き抜くのかのヒントを学ぶことができます。なお、この施設は実際に首都直下地震が発生した際、緊急災害現地対策本部が設置されることになっており、国の拠点となるオペレーションルームが設けられています。

第三講では、防災士研修センター代表取締役の玉田太郎氏から、『ホームサバイバルトライアル』の勧めぐいま必要となる防災対策について」と題した講義が行われました。ホームサバイバルトライアルとは、家庭において、電気・水道・ガスを制限した状態を作り出し、疑似体験に挑戦することです。実際に挑戦した人の体験談として、夜間は部屋が真っ暗でどこに何があるか把握することから大変だった、簡易トイレの設置方法を間違えた、使用した食器や残飯の片付けに苦労したという事例が披露されました。避難生活の疑似体験を行うことで得られることは、「使用方法の熟知」「季節ごと

に潜む問題点の抽出」「多くの気づきの発見」ということです。そして、これからは神社側が氏子・住民に対して、防災意識向上のため、積極的に活動していきましょう、との提言がありました。

二日目は、会場を神社本庁近くの「公益財団法人日本文化興隆財団研修室」に移し、第四講では、内閣府政策統括官付参事官の朝田将氏から、「大規模災害への備え」と題した講義が行われました。この中でも能登半島地震について触れられ、奥能登という地形の問題、大荒れとなった冬の日本海、高齢化・過疎化が進んだ社会的な状況、お正月の夕方という時間帯、これらの要因が重なったことが甚大な被害に繋がったという言い訳にはならず、今回の対応が行政の限界であるということでした。国としての大規模災害への対策は東日本大震災以降見直されてきたということでしたが、大規模災害では「自助」「共助」に頼らざるを得ない現実が浮き彫りになり、個人的にも危機感を感じました。

第五講では、東京大学教授の廣井悠氏から、「帰宅困難者対策と在宅避難の必要性」と題した講義が行わ

れました。東日本大震災の発生当時、新語・流行語大賞として「帰宅難民」という言葉が選ばれましたが、東京都内を大勢のサラリーマンたちが歩いて帰宅している光景を憶えている方も多いと思います。こういったことを防ぐためにも、個人は

①死なない・怪我しない、②「帰らない」貢献を果たす、③帰らないための環境整備、という役割を担うことが必要で、事業者は①従業員の1斉帰宅抑制・そのための飲料水と食料の備蓄、②従業員との連絡手段及び安全確保、③駅前や大規模集客施設での利用者保護、といった役割が必要とのことでした。しかし、

u-hiroi.net/kiaku.html)。

本研修最後となる第六講では、元東京消防庁丸の内消防署長の谷口由美子氏から、「多様化する災害への対応〜自主防災と災害図上訓練〜」と題したワークショップが行われました。DIG (Disaster Imagination Game) と呼ばれる地図を使って防災対策を検討する訓練は、①災害を理解する、②まちを探索する、③防災意識を掘り起こすた

全国もしくは地域内ですら一律に通用するマニュアルは存在しないことから、廣井氏の研究室では帰宅困難者を滞留させるための図上訓練「KUG (帰宅困難者対策支援施設運営ゲーム)」を開発し、実際に多くの自治体で活用されているとのことでした。なお、KUGの簡易版がパッケージ化され、ネット上で無料配布されています ([http://www.u-](http://www.u-hiroi.net/kiaku.html)

図上訓練



図上訓練

能登半島地震募金

本年一月一日に能登半島を震源とするマグニチュード七・六の巨大地震が発生し、石川県を中心として甚大なる被害が発生しました。地震で被害を受けた神社の復興資金として義捐金を募集するという神社本庁の呼びかけを受け、当県でも一月十二日から三月二十五日までの期間に県内神社関係者を中心に義捐金を募集いたしました。その結果、総額にして四百四十三万五千六百二十五円という非

常に多くのご寄付を戴きました。ご協力を賜りました皆様には厚く御礼申し上げます。集まった義捐金は全額神社本庁を通じて被災県神社庁に届けられ、被災神社の復興に活用されます。地震発生から半年が経ちましたが、被災地では今もなお多くの道路が寸断され、水道管の破損に伴う断水が長期化しております。被災された方々の生活が一日も早く平穏に復することをお願いしております。

めに有効とのことでした。我々参加者は数名一組の班を作り、班ごとに架空の地図を見ながら災害発生時に危険な個所がどこなのか、支援を行う拠点神社をどこにするのか、自分が家を建てるならどこにするのか、といったことを話し合いました。自分たちの住んでいる地域の特徴を知ることが「いざ」という時のために大切であると、改めて思いました。

今回の研修は全国から各県神社庁職員を中心に約五十名の参加があり、各地の災害に対する取り組みを聞くこともできました。個人的にも印象的だったことは、行政の対応には限界がある、「自助」「共助」が必要、といったことをどの講師も言われていたことです。今回の能登半島地震のように大規模なインフラの被害が発生した際、行政を頼ってばかりでなく、数日間は自力で何とか生き延びる術を身に付けなくてはなりません。とはいえ、いきなり大きなこともできませんので、とりあえずは家族でキャンプをすることをから始めたいと思います。

令和5年度 神宮大麻頒布支部別一覧

Table with 16 columns: 支部名, 令和4年度 (頒布数, 判定数, 申込数), 令和5年度頒布数 (大麻, 中大麻, 大大麻, 頒布数, 前年比, 頒布率, 申込数, 前年度申込比), 判定数 (判定頒布数, 前年比, 頒布率, 判定比率). Rows include 01 岡山支部, 02 倉敷都窪支部, 03 津山支部, 04 児島支部, 05 玉島浅口支部, 06 御津支部, 07 東備支部, 08 邑久上道西大寺支部, 09 井笠支部, 10 吉備支部, 11 高梁支部, 12 川上支部, 13 新見支部, 14 真庭支部, 15 美作支部, 16 英北支部, 17 久米支部, and a total row (合計).

※判定数 大麻頒布数を1倍、中大麻頒布数を1.5倍、大大麻頒布数を2倍とした数

トピックス

祭祀舞研修会「浦安の舞」

令和六年二月十二、二十七日



社頭講話研修会

令和六年五月二十二日



雅楽研修会

令和六年五月二十八日



初任神職研修会

令和六年六月十三、十四、十九、二十日



衣紋研修会

令和六年六月十六日



雅楽鑑賞会

令和六年三月十五日

岡山市立財田小学校にて雅楽鑑賞会が行われた。六年生の卒業前に心に残る授業がしたいと学校側からの強い要望があり、実現した。最後に六年生から御礼として「旅立ちの日に」の歌が贈られた。卒業間近でしっかりと練習された歌声と六年間の思いが伝わり、事業部員・雅楽部員は心から感動し、胸が熱くなった。



雅楽鑑賞会

令和六年六月十八日



吉備高原のびのび小学校にて雅楽鑑賞会が行われた。学校関係者と事業部員に縁があり実現した。参加した小学生・

中学生から「雅楽を始めたきっかけ」「どのように習得したか」や「雅楽を演奏してよかったこと」「演奏中は何を考えているのか」など予想外の質問もあり、驚かされた。最後に生徒から御礼として花束が贈られた。また当日は、KSB瀬戸内海放送が取材に訪れ、夕方のニュースで放映された。

閉庁のお知らせ

令和六年十一月七日～八日

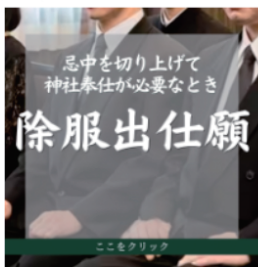
(中国地区神社庁職員研修)

令和六年十二月二十八日

～令和七年一月五日(年末年始)



令和6年4月
電子申請はじめました



岡山県神社庁ホームページの「神社関係者」ページの「様式ダウンロード」ページからも申請できます

1 郵送・印鑑
不要で手間
いらず

2 表示画面に
従って入力
するだけ

3 申請した内
容がメール
で届く

電子申請ページへの
アクセスはこちらから



「責任役員異動報告」には神職の「登録番号」の入力が必要です。「登録番号」は月刊『若木』の宛名シールに記載があります。



名誉宮司

| 年月日 | 鎮座地 | 神社名 | 氏名 |
|--------|----------|--------|-------|
| 6・9・7 | 新見市哲多町成松 | 八幡神社 | 三上 忠男 |
| 6・5・14 | 新見市西方 | 江原八幡神社 | 横内 久明 |

神職任免

▼就任発令の部▲

| 年月日 | 鎮座地 | 神社名 | 本務職 | 氏名 |
|---------|-------------|-------|-----|-------|
| 5・12・11 | 新見市大佐小阪部 | 大佐神社 | 権禰宜 | 戸部 修也 |
| 5・12・18 | 岡山市北区矢坂東町 | 八幡宮 | 宮司 | 富山 昌明 |
| 5・12・18 | 岡山市南区藤田 | 藤田神社 | 権禰宜 | 今井 祝江 |
| 5・12・18 | 岡山市東区久保 | 窪八幡宮 | 権禰宜 | 岸本 浩加 |
| 5・12・28 | 小田郡矢掛町宇角 | 八幡神社 | 権禰宜 | 渡邊 恵子 |
| 6・1・30 | 久米郡美咲町大坪和西 | 八幡神社 | 禰宜 | 芦原 哲也 |
| 6・2・1 | 津山市大吉 | 廣戸神社 | 権禰宜 | 大澤 正臣 |
| 6・3・6 | 井原市井原町 | 茨八幡神社 | 権禰宜 | 鳥越孝太郎 |
| 6・4・1 | 倉敷市笹沖 | 足高神社 | 宮司 | 井上 晃 |
| 6・4・1 | 岡山市東区大多羅町 | 布勢神社 | 宮司 | 今城 麻衣 |
| 6・4・9 | 倉敷市下津井 | 祇園神社 | 宮司 | 赤星 光紀 |
| 6・4・9 | 高梁市松原町大津寄 | 天津神社 | 宮司 | 山川 仁志 |
| 6・4・15 | 加賀郡吉備中央町 | 川合神社 | 宮司 | 藤森 光徳 |
| 6・4・20 | 真庭市余野下 | 大津神社 | 宮司 | 笹井 昭昌 |
| 6・4・24 | 瀬戸内市牛窓町長浜 | 春日神社 | 宮司 | 田村 雅宏 |
| 6・4・30 | 総社市総社 | 八幡神社 | 禰宜 | 小野 一子 |
| 6・5・7 | 加賀郡吉備中央町豊岡下 | 天計神社 | 禰宜 | 杉田みゆき |
| 6・6・4 | 岡山市北区門前 | 生石神社 | 禰宜 | 清瀬 吉正 |
| 6・6・7 | 倉敷市下津井 | 祇園神社 | 権禰宜 | 赤星あかり |
| 6・7・1 | 倉敷市本町 | 阿智神社 | 権禰宜 | 渡邊はづき |

▼退任発令の部▲

| 年月日 | 鎮座地 | 神社名 | 本務職 | 氏名 |
|---------|-------------|--------|-----|-------|
| 5・12・17 | 岡山市北区矢坂東町 | 八幡宮 | 禰宜 | 富山 昌明 |
| 6・2・2 | 倉敷市本町 | 阿智神社 | 権禰宜 | 佐藤 公亮 |
| 6・2・29 | 津山市安井 | 東賀茂神社 | 禰宜 | 藤本 佰生 |
| 6・2・29 | 津山市安井 | 東賀茂神社 | 権禰宜 | 藤本 具正 |
| 6・3・5 | 高梁市成羽町吹屋 | 八幡神社 | 宮司 | 大河 眞澄 |
| 6・3・31 | 倉敷市笹沖 | 足高神社 | 宮司 | 井上 亮二 |
| 6・3・31 | 倉敷市笹沖 | 足高神社 | 権禰宜 | 井上 晃 |
| 6・3・31 | 岡山市東区大多羅町 | 布勢神社 | 宮司 | 高島 勝仁 |
| 6・3・31 | 岡山市東区大多羅町 | 布勢神社 | 宮司 | 今城 麻衣 |
| 6・3・31 | 岡山市東区大多羅町 | 布勢神社 | 禰宜 | 横内 久明 |
| 6・3・31 | 新見市西方 | 江原八幡神社 | 宮司 | 横内 久明 |
| 6・3・31 | 新見市西方 | 江原八幡神社 | 禰宜 | 横内 久紀 |
| 6・4・8 | 高梁市松原町大津寄 | 天津神社 | 禰宜 | 青山 信雄 |
| 6・4・14 | 岡山市北区建部町小倉 | 正八幡宮 | 禰宜 | 山川 仁志 |
| 6・4・19 | 真庭市余野下 | 大津神社 | 宮司 | 藤森 光徳 |
| 6・4・19 | 真庭市余野下 | 大津神社 | 宮司 | 笹井 和男 |
| 6・4・23 | 瀬戸内市牛窓町長浜 | 春日神社 | 権禰宜 | 笹井 昭昌 |
| 6・4・29 | 総社市八代 | 神社 | 禰宜 | 田村 雅宏 |
| 6・5・16 | 加賀郡吉備中央町上田東 | 松尾神社 | 禰宜 | 小野 一子 |
| 6・6・3 | 加賀郡吉備中央町 | 川合神社 | 禰宜 | 藤本 智美 |
| 6・6・6 | 津山市高野本郷 | 高野神社 | 宮司 | 清瀬 吉正 |
| 6・6・7 | 玉野市番田 | 龜山八幡宮 | 禰宜 | 片山 泰臣 |

神職帰幽

| 年月日 | 鎮座地 | 神社名 | 本務職 | 氏名 | 現身分 | 享年 |
|--------|-----------|------|-----|-------|-----|----|
| 6・1・9 | 岡山市南区追川 | 御崎神社 | 宮司 | 河田 龍太 | 三級 | 83 |
| 6・1・29 | 高梁市松原町大津寄 | 天津神社 | 宮司 | 山川 庚 | 二級 | 95 |
| 6・3・26 | 瀬戸内市牛窓町長浜 | 春日神社 | 宮司 | 田村 典彦 | 三級 | 80 |
| 6・6・27 | 総社市総社 | 八幡神社 | 禰宜 | 小野 一子 | 二級 | 98 |

庁務日誌抄

令和5年12月1日～令和6年6月30日

| 12月 | |
|-----|----------|
| 1日 | 月次祭 |
| 4日 | 祭祀委員会役員会 |
| 5日 | 祭祀舞部会 |
| 6日 | 広報部会 |
| 7日 | 祭儀部会 |
| 20日 | 神青協役員会 |

| 1月 | |
|-----|------------|
| 5日 | 新年祭 |
| 24日 | 財務委員会／育成部会 |
| 25日 | 女子神職会／雅楽部会 |
| 26日 | 事業部会 |
| 29日 | 役員会／祭祀舞部会 |
| 30日 | 神青協役員会 |

| 2月 | |
|-----|-----------------------|
| 1日 | 月次祭 |
| 5日 | 祭祀舞部会 |
| 7日 | 敬神婦人会監査会・役員会 |
| 8日 | 総務委員会（オンライン） |
| 13日 | 浦安の舞研修会 |
| 15日 | 研修企画室会議 |
| 19日 | 中国地区神社庁連絡会議 1日目 |
| 20日 | 中国地区神社庁連絡会議 2日目／女子神職会 |
| 21日 | 祭儀部会 |
| 26日 | DX会議（オンライン） |
| 27日 | 浦安の舞研修会 |

| 3月 | |
|-----|------------------|
| 1日 | 月次祭 |
| 4日 | 広報部会／祭祀舞部会 |
| 7日 | 神政連講演会及び懇親会 |
| 8日 | 事業部会 |
| 12日 | 神殿祭／育成部会 |
| 13日 | 神青協教養研修会 |
| 15日 | 事業部会 |
| 18日 | コラボフロー説明会 |
| 27日 | 身分選考表彰委員会／神宮奉賛部会 |
| 28日 | 総務委員会／女子神職会 |
| 29日 | 祭儀部会 |

| 4月 | |
|-----|--------------------------------|
| 1日 | 月次祭 |
| 4日 | 神青協役員会 |
| 8日 | 伊勢神宮崇敬会岡山県本部役員会評議員会／関係者大会企画委員会 |
| 11日 | 神青協総会 |
| 15日 | 総務委員会（オンライン）／神楽部監査会・役員会 |
| 16日 | 祭儀部会 |
| 17日 | 教化委員会役員会 |
| 19日 | 雅楽部会 |
| 22日 | 祭祀舞部会 |
| 23日 | 祭祀委員会役員会 |
| 25日 | 岡山県神社関係者大会 |

| 5月 | |
|-----|---------------------|
| 1日 | 月次祭 |
| 2日 | 事業部会 |
| 8日 | 伊勢神宮崇敬会岡山県本部役員会評議員会 |
| 10日 | 神青協三役会 |
| 13日 | 神社視察研修会（広島県）1日目 |
| 14日 | 神社視察研修会（広島県）2日目 |
| 15日 | 財務委員会 |
| 16日 | 総務委員会 |
| 20日 | 祭祀舞部会 |
| 22日 | 社頭講話研修会 |
| 24日 | 祭儀部会／育成部会 |
| 28日 | 雅楽研修会 |
| 29日 | 役員会／身分選考表彰委員会 |
| 30日 | 支部長懇話会（久米支部）1日目 |
| 31日 | 支部長懇話会（久米支部）2日目 |

| 6月 | |
|-----|------------------|
| 3日 | 月次祭 |
| 13日 | 事業部会／初任神職研修会 1日目 |
| 14日 | 初任神職研修会 2日目 |
| 16日 | 衣紋研修会 |
| 17日 | 総務委員会／祭祀舞部会 |
| 19日 | 初任神職研修会 3日目 |
| 20日 | 初任神職研修会 4日目 |
| 25日 | 協議委員会 |
| 26日 | 祭儀部会／特殊神事部会 |
| 27日 | 神宮奉賛部会 |
| 28日 | 広報部会 |

我々広報部会は、なるべく部員が取材に行つて記事を書くことが理想だと考えています。なかなか日程的に難しいこともありまふ。

しかし、直接取材に行くと思わぬ発見や感動を覚えることもしばしばです。特に私が好きなのは雅楽鑑賞会です。子供たちの反応や感想が直に伝わってきます。また質疑では、独特の感性で質問しており、毎回驚きと感動があります。雅楽部会石田智秀部長のお話にも引き込まれ、つい写真を撮り忘れることもありまふ。順番待ちとなる人気の事業であることが納得できます。

これからも取材を通して得た感動や驚きを余すことなく発信したいと思ひます。

広報部長 青江

あとがき